

公 告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 不用品売却
- (2) 引 渡 場 所 航空自衛隊新田原基地
- (3) 引 渡 期 間 契約締結日～令和8年3月31日
- (4) 契約方法 単価契約

2 入札日時 令和7年5月14日(水) 9時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

5 参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「物品の買受け」のA、B又はCの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に各予定数量を乗じて計算した金額の合計(予定総価)額をもって落札決定とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を加算した金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約条項 物品売払契約条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
- (6) 入札の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492

宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当: 緒方

TEL 0983-35-1121(内線)5735 FAX 0983-35-1805(直通)

(7) 現場確認及び売払物品の詳細については、補給隊器材小隊に照会のこと。

航空自衛隊新田原基地 第5航空団補給隊器材小隊 担当: 野村

TEL 0983-35-1121(内線)5471

市価調査書

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

令和 7 年 5 月 8 日

住所、会社名、代表者名

引 渡 期 間	契約締結日～令和8年3月31日	引 渡 場 所		航空自衛隊新田原基地		
品 名(件名)	規 格	単位	予定数量	単 価	金 額	備 考
不用品売却	仕様書のとおり アルミ屑(整備用部品、発生材等)	kg	750			
不用品売却	// 銅屑(整備用部品、通信ケーブル等)	kg	370			
不用品売却	// 鉛屑(鉛蓄電池、配管等)	kg	3,100			
不用品売却	// 鋼鉄屑(整備用部品、ドラム缶、ロッカー、発生材等)	kg	35,000			
不用品売却	// ステンレス屑(整備用部品)	kg	430			
不用品売却	// 雑金属屑(整備用部品、事務用品、発生材等)	kg	67,000			
不用品売却	// 真鍮屑(整備用部品、打殻薬きょう等)	kg	1,000			
	以下余白					
二入杜(見積)金額	¥					

入札 (~~見積~~) 書

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

令和 7 年 5 月 14 日

住所、会社名、代表者名

引 渡 期 間	契約締結日～令和8年3月31日	引 渡 場 所		航空自衛隊新田原基地		
品 名 (件名)	規 格	単 位	予 定 数 量	単 価	金 額	備 考
不用品売却	仕様書のとおり アルミ屑 (整備用部品、発生材等)	kg	750			
不用品売却	// 銅屑 (整備用部品、通信ケーブル等)	kg	370			
不用品売却	// 鉛屑 (鉛蓄電池、配管等)	kg	3,100			
不用品売却	// 鋼鉄屑 (整備用部品、ドラム缶、ロッカー、発生材等)	kg	35,000			
不用品売却	// ステンレス屑 (整備用部品)	kg	430			
不用品売却	// 雑金属屑 (整備用部品、事務用品、発生材等)	kg	67,000			
不用品売却	// 真鍮屑 (整備用部品、打殻葉きょう等)	kg	1,000			
	以下余白					
入札 (見積) 金額	¥					

委任状

令和7年5月14日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)
住 所
会 社 名
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 件名 不用品売却
- 2 引渡場所 航空自衛隊新田原基地

(代理人)
住 所
氏 名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	不用品売払	新基LPS-X00009	
		承認	令和 7年 4月 11日
		作成	令和 7年 4月 10日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部隊名	第 5 航空団		

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊新田原基地における不用品売払について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか引用文書等による。

1.2.1 不用品

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定義されている産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物のうち有価物のものをいう。

1.2.2 循環的な利用

再使用、再生利用及び熱回収をいう。ただし、中古品として原形をとどめたまま使用することを除くものとする。

1.2.3 解体

取り外し、破壊、切断、粉砕、押しつぶし及び溶解を必要に応じ行うことをいう。解体に関する事項が発生したならば、発注書の別紙をもって示す。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

文書管理者：第5航空団整備補給群補給隊長

作成年月日：2025. 4. 10

保存期間：5年

保存期間満了日：2031. 3. 31

枚数：2枚

配布先：なし

品名又は件名	不用品売払
--------	-------

2. 売払の内容

2.1 収集・運搬方法

不用品を法令に基づき、循環的な利用を行うため解体するものとし、附帯発生する廃棄物についても適正な廃棄処分を行うものとする。なお、当該不用品は、外国の国家的利益のための実験研究若しくは開発業務等に利用されてはならず、また、中古品として原型をとどめたまま、民間等において利用、再使用及び転売等をしてはならない。

2.2 産業廃棄物の引き渡し

- a) 不用品の引取りは、契約代金納入後に行うものとし、引き渡し期限内とする。
- b) 官側の指定する場所において、双方の責任者の立会いのもとに、引き渡しを行うものとする。
- c) 引取りに関して事故のないよう留意するとともに、事故発生の場合はすべて契約の相手の責任において処理するものとする。
- d) 防衛省所管物品であることを表示するための記号、標識等が残った状態で引き渡される場合は、契約の相手方はこれらが残った状態と完全に除去した状態が確認できる写真を速やかに提出するものとする。
- e) 作業時間は、通常平日8時15分から17時までとし、17時以降の作業については、事前に官側に調整の上、必要な許可を受けるものとする。
- f) 本契約に関する作業中の全責任を契約の相手方が負うものとする。

3. その他の指示

3.1 秘密保全

契約の相手方は、官側の秘密に関する事項を知ったときには、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。また、作業区域外への立入りは禁止する。ただし、やむを得ず作業区域外への立入りを必要とする場合は、官側の指示を受けるものとする。

3.2 情報の保全

基地へ入門する車両にドライブレコーダーを搭載している場合、入門前にドライブレコーダーの電源を切り、機能の無効化処置を実施するものとする。

なお、ドライブレコーダー機能の無効化処置の履行状況については、官側担当者に確認を受けるものとする。

3.3 その他

この仕様書及び契約の履行に際し疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。